

安来市公告

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり参加申込書兼参加資格審査申請書及び企画提案書の提出を招請する。

令和6年6月3日

安来市長 田 中 武 夫

記

1 件名

令和6年度 安来市森林ビジョン策定支援業務

2 目的

本業務は、「森林の公益的機能の発揮」と「持続可能な林業経営」の両立や、政府が掲げる「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」（2050年カーボンニュートラル）の実現に向け、安来市における森林・林業・木材産業の長期的な将来像を描くとともに、実効性ある施策の企画立案の基礎とするため、2050年を見据えた「安来市森林ビジョン(仮称)」を策定することを目的とする。

3 担当部署

〒692-0207

安来市伯太町東母里580

安来市農林水産部農林振興課

電 話：0854-23-3335

FAX：0854-23-3382

4 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、本業務の実施に必要な能力を有するものであって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

① 参加申込書の提出日時点において安来市の物品の売買等に係る競争入札参加資格を有していること。

② 国税及び地方税について滞納がないこと。

③ 次の各号に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

イ 参加表明書の提出期限の日から受託候補者の選定の日までの間において、安来市から指名停止の措置をうけている者

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 1 8 条又は第 1 9 条の規定に基づく破産の申立てがなされている者

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 1 条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされている者

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 1 7 条の規定に基づく更生手続きの申立てがなされている者

カ 役員等（法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

キ 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ク 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

コ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

④ 平成 2 6 年 4 月以降から参加申込書提出期限の前日までに、国、都道府県又は市町村のいずれかが発注した次に掲げる同種業務又は類似業務を元請けと

して完了した実績を有すること。（上記期間内に契約日及び業務完了日が含まれるものに限る。）

なお、業務内容がビジョン又はマスタープラン等の策定であっても、計画期間が10年以内の場合は類似業務として区分する。

ア 同種業務 森林整備、林業振興及び木材産業振興を包括したビジョン又はマスタープラン等の策定業務（計画期間が10年を超えるもの）

イ 類似業務 森林整備、林業振興又は木材産業振興に関する課題解決に向けた個別計画等の策定又は改定（計画期間10年以内のもの）

- ⑤ ④に定める同種業務又は類似業務において主任担当者として当該業務に従事した者を、本業務の主任担当者として配置できること。

5 完了期限

契約締結日の翌日から令和7年3月28日（金）までとする。

6 実施要領等の公表

（1）公表期間

令和6年6月3日（月）から6月13日（木）まで

（2）公表場所

安来市のホームページにおいて公表します。

（ホームページアドレス <https://www.city.yasugi.shimane.jp/>）

※トップページ > しごと > 入札・契約 > 調達公告 > プロポーザル

7 参加申込書兼参加資格審査申請書等の提出期限及び提出場所

（1）提出期限

参加申込書兼参加資格審査申請書等

令和6年6月13日（木）午後4時まで

企画提案書等

令和6年7月4日（木）午後5時まで

（2）提出場所

〒692-0207

安来市伯太町東母里580

安来市農林水産部農林振興課

8 その他

詳細については、安来市森林ビジョン策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

9 問い合わせ先

安来市農林水産部農林振興課

〒692-0207 安来市伯太町東母里580

連絡先 電 話 0854-23-3335

FAX 0854-23-3382

E-mail shinkou@city.yasugi.shimane.jp